



# 山形県公報

平成26年4月11日(金)  
第2535号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○建築士法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……463

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……464
- 特定計量器の定期検査の実施……………(産業政策課) ……同
- 同……………(同) ……466
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……467
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 都市計画事業の認可の告示……………(都市計画課) ……同
- 同……………(同) ……468
- 山形県建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部改正……………(建築住宅課) ……同
- 宅地建物取引業者に対する業務停止命令の処分……………(同) ……同
- 山形県二級建築士名簿等閲覧規程の廃止……………(同) ……469
- 開発行為に関する工事の完了……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会計局) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(同) ……同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(同) ……470
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……同

### 正 誤

## 規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第41号

#### 建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年12月県規則第131号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「(以下「建築士事務所登録簿等」という。)」を削る。

第35条中「これらの規定中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、」を削り、「第31条」を「「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、同条第2項中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第31条」に、「第33条」を「同条第3項中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第33条」に、「第23条の9」とあるのは「」を「、法」とあるのは「法」に、「法第23条の9」を「法」に改め、「に掲げる書類」を削り、「法第26条の3第1項に規定する登録簿及び書類」を「同条第2号」と、「ため、」とあるのは「ため業務報告書閲覧所を、指定事務所登録機関は法第23条の9第1号及び第3号に掲げる書類を一般の閲覧に供するため」に、「告示する」とあるのは「」を「知事」とあるのは「知事又は指定事務所登録機関」と、「により」とあるのは「により業務報

告書閲覧所又は」と、「告示する」とあるのは「告示し、又は」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第370号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|----------------|---------------------------------|---------|-------------|
| 庄内医療生活協同組合     | 協立三川診療所<br>東田川郡三川町大字横山字袖東4番9号   | 居宅介護支援  | 平成26. 3. 31 |
| 庄内医療生活協同組合     | 庄内医療生活協同組合鶴岡協立病院<br>鶴岡市文園町9番34号 | 居宅介護支援  | 同           |

### 山形県告示第371号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域       | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検査期日                 |                       | 検査場所            | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------------|-----------------------------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------|----------------------------|
| 東根市        | 計量法施行令<br>第10条に規定<br>する非自動は<br>かり、分銅及<br>びおもり | 平成26年6月2日            | 午前10時から<br>午前11時30分まで | 小田島公民館          | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
|            |                                               | 同                    | 午後1時から<br>午後3時まで      | 大富公民館           |                            |
|            |                                               | 平成26年6月3日            | 午前10時から<br>午後3時まで     | 神町公民館           |                            |
|            |                                               | 平成26年6月4日            | 午前10時から<br>午後3時まで     | 東根市役所<br>(北側車庫) |                            |
| 天童市        |                                               | 平成26年6月9日            | 午前10時から<br>午前11時30分まで | 高揃公民館           |                            |
|            |                                               | 同                    | 午後1時から<br>午後3時まで      | 山口公民館           |                            |
|            |                                               | 平成26年6月10日           | 午前10時から<br>午前11時30分まで | 千布公民館駐車場        |                            |
|            |                                               | 同                    | 午後1時から<br>午後3時30分まで   | 天童市農業センター       |                            |
| 平成26年6月11日 | 午前10時から<br>午後3時30分まで                          |                      |                       |                 |                            |
| 尾花沢市       | 平成26年6月16日                                    | 午前10時30分から<br>午後3時まで | 尾花沢市役所車庫              |                 |                            |
|            | 平成26年6月17日                                    |                      |                       |                 |                            |
|            | 平成26年6月18日                                    |                      |                       |                 |                            |

|       |               |                            |                          |
|-------|---------------|----------------------------|--------------------------|
| 新 庄 市 | 平成26年 6 月23日  | 午前10時30分から<br>午後 3 時まで     | 新庄市上下水道庁舎                |
|       | 平成26年 6 月24日  |                            |                          |
|       | 平成26年 6 月25日  |                            |                          |
| 鶴 岡 市 | 平成26年 7 月 2 日 | 午前11時から<br>正午まで            | 由良コミュニティセンター             |
|       | 同             | 午後 1 時から<br>午後 2 時まで       | 加茂コミュニティセンター             |
|       | 同             | 午後 2 時30分から<br>午後 3 時30分まで | 湯野浜コミュニティセンター            |
|       | 平成26年 7 月 3 日 | 午前10時30分から<br>正午まで         | 鶴岡市農村センター                |
|       | 同             | 午後 1 時から<br>午後 3 時30分まで    | 出羽商工会大山支所                |
|       | 平成26年 7 月 4 日 | 午前10時30分から<br>午後 3 時まで     | 鶴岡市役所車庫棟                 |
|       | 平成26年 7 月 7 日 | 午前10時30分から<br>午後 4 時まで     |                          |
|       | 平成26年 7 月 8 日 | 午前 9 時30分から<br>午後 3 時まで    |                          |
|       | 平成26年 7 月 9 日 | 午前10時30分から<br>午後 4 時まで     |                          |
|       | 平成26年 7 月10日  | 午前 9 時30分から<br>午後 3 時まで    |                          |
|       | 平成26年 7 月22日  | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで  |                          |
| 最 上 町 | 平成26年 7 月23日  | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで  | 最上町産業振興センター              |
| 舟 形 町 | 平成26年 7 月24日  | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで  | 舟 形 町 役 場                |
| 真室川町  | 平成26年 7 月25日  | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで  | 真室川町中央公民館                |
| 大 蔵 村 | 平成26年 7 月28日  | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで  | 大蔵村中央公民館                 |
| 鮭 川 村 | 平成26年 7 月29日  | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで  | 鮭 川 村 役 場                |
| 戸 沢 村 | 平成26年 7 月30日  | 午前10時30分から<br>午後 2 時30分まで  | 戸 沢 村 役 場                |
| 村 山 市 | 平成26年 8 月 4 日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで      | 袖崎地域市民センター               |
|       | 同             | 午後 1 時から<br>午後 2 時30分まで    | 大高根地域市民センター              |
|       | 平成26年 8 月 5 日 | 午前10時から<br>午前11時30分まで      | 勤労青少年ホーム                 |
|       | 同             | 午後 1 時から<br>午後 3 時まで       | 村 山 市 役 所<br>( 西 側 車 庫 ) |
|       | 平成26年 8 月 6 日 | 午前10時から<br>午後 3 時まで        |                          |

|      |            |                         |                  |
|------|------------|-------------------------|------------------|
| 庄内町  | 平成26年8月7日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 庄内町役場立川支所        |
|      | 平成26年8月8日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 庄内町余目第二公民館       |
| 三川町  | 平成26年8月25日 | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 三川町役場車庫          |
| 鶴岡市  | 平成26年9月2日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 羽黒体育センター         |
|      | 平成26年9月3日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 藤島地域スクールバス<br>車庫 |
|      | 平成26年9月4日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 鶴岡市櫛引庁舎車庫        |
|      | 平成26年9月5日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 朝 日 庁 舎          |
|      | 平成26年9月8日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 鼠ヶ関青少年海洋セン<br>ター |
|      | 平成26年9月9日  | 午前11時から<br>午後2時30分まで    | 温 海 庁 舎          |
| 大石田町 | 平成26年9月10日 | 午前10時30分から<br>午後2時30分まで | 大石田町役場車庫         |

山形県告示第372号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 検査区域 | 検査対象<br>特定計量器                                 | 検査<br>期<br>日                                     | 検査場所                                        | 検査を実施する<br>指定定期検査機<br>関の名称 |
|------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------|
| 鶴岡市  | 計量法施行令<br>第10条に規定<br>する非自動は<br>かり、分銅及<br>びおもり | 自 平成26年6月2日<br>至 平成26年12月19日<br>(指定定期検査機関が指定する日) | 検査対象特定計量器の<br>所在場所又は指定定期<br>検査機関が指定する場<br>所 | 一般社団法人<br>山形県計量協会          |
| 新庄市  |                                               |                                                  |                                             |                            |
| 村山市  |                                               |                                                  |                                             |                            |
| 天童市  |                                               |                                                  |                                             |                            |
| 東根市  |                                               |                                                  |                                             |                            |
| 尾花沢市 |                                               |                                                  |                                             |                            |
| 大石田町 |                                               |                                                  |                                             |                            |
| 金山町  |                                               |                                                  |                                             |                            |
| 最上町  |                                               |                                                  |                                             |                            |
| 舟形町  |                                               |                                                  |                                             |                            |

|      |  |  |  |
|------|--|--|--|
| 真室川町 |  |  |  |
| 大蔵村  |  |  |  |
| 鮭川村  |  |  |  |
| 戸沢村  |  |  |  |
| 三川町  |  |  |  |
| 庄内町  |  |  |  |

**山形県告示第373号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 届出者の名称    | 地区名    | 事業の名称      | 工事完了年月日    |
|-----------|--------|------------|------------|
| 米沢平野土地改良区 | 亀岡二期地区 | 農業基盤整備促進事業 | 平成26年3月20日 |

**山形県告示第374号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施した地域  
最上川中流域
- 公共測量を実施した期間  
平成25年9月27日から平成26年2月10日まで
- 作業の種類  
公共測量（航空レーザ） 地図情報レベル1000

**山形県告示第375号**

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 都市計画事業の種類及び名称
  - 種 類 山形広域都市計画道路事業
  - 名 称 3・2・5号旅籠町八日町線
- 施行者の名称  
山形県
- 事務所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 事業地の所在
  - 収用の部分 山形市木の実町及び本町一丁目地内

(2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

平成26年4月2日 東北地方整備局告示第78号

#### 山形県告示第376号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があった。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 山形広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・303号城南大通り線

2 施行者の名称

山形県

3 事務所の所在地

山形市松波二丁目8番1号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 東村山郡山辺町大字山辺字東町地内

(2) 使用の部分 なし

5 告示年月日及び番号

平成26年4月2日 東北地方整備局告示第79号

#### 山形県告示第377号

山形県建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 山形県建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改正する規程

山形県建築士事務所登録簿等閲覧規程（平成21年3月県告示第286号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

##### 山形県設計等の業務に関する報告書閲覧規程

第1条中「第34条第1項」を「第35条の規定により読み替えて適用される同規則第34条第1項」に、「第23条の9各号」を「第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の9第2号」に、「建築士事務所登録簿等」を「業務報告書」に改める。

第2条中「第34条第1項」を「第35条の規定により読み替えて適用される同規則第34条第1項」に、「建築士事務所登録簿等閲覧所」を「業務報告書閲覧所」に改め、「東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 山形県庄内総合支庁建設部建築課内」を削る。

第3条第3項、第4条及び第5条第1項中「建築士事務所登録簿等」を「業務報告書」に改める。

##### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

#### 山形県告示第378号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の業務の停止命令の処分をした。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 宅地建物取引業者の名称及び代表者氏名並びに住所

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社西王不動産

代表取締役 吉田 敬裕

(2) 住所

山形市桜田東四丁目9番23号

## 2 業務の停止を命ずる事務所の名称及び所在地

## (1) 名称

株式会社西王不動産

## (2) 所在地

山形市桜田東四丁目9番23号

## 3 業務の停止期間

平成26年4月13日から起算して7日間

## 4 業務の停止を命ずる範囲

業務の全部

## 山形県告示第379号

山形県二級建築士名簿等閲覧規程を廃止する規程を次のように定める。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県二級建築士名簿等閲覧規程を廃止する規程

山形県二級建築士名簿等閲覧規程（平成21年3月県告示第285号）は、廃止する。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第380号

次の開発行為は、完了した。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 許可番号

平成26年3月19日 指令最総建第20号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

新庄市大字角沢字駒場291番1の一部

## 3 開発許可を受けた者の住所及び名称

山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子

## 山形県告示第381号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名               | 所在地                | 売りさばき所の所在地        | 指定年月日       | 売りさばき<br>開始年月日 |
|-------------------------|--------------------|-------------------|-------------|----------------|
| 有限会社ヤマモト<br>代表取締役 山本 正幸 | 山形市八日町二丁目3<br>番61号 | 山形市城南町一丁目1番<br>1号 | 平成26. 3. 20 | 平成26. 4. 1     |

## 山形県告示第382号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名                | 所在地           | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|--------------------------|---------------|------------|-------------|
| 公益社団法人山形県観光物産協会 会長 平井 康博 | 山形市城南町一丁目1番1号 | 同 左        | 平成26. 3. 31 |

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
山形県広報誌「県民のあゆみ」年間予定数量 2,506,200部
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 3 落札者を決定した日 平成26年3月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
藤庄印刷株式会社 山形市あこや町三丁目18番30号
- 5 落札金額 11,664円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年2月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察初動捜査支援システム機器（更新）の貸借及びサービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成26年4月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部401会議室（4階）
  - (2) 日時 平成26年5月26日（月） 午前10時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量  
山形県警察初動捜査支援システム機器（更新）の貸借及び保守サービス 一式
  - (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成26年12月1日から平成33年11月30日（7年間）
  - (4) 納入期限 平成26年11月30日まで
  - (5) 納入場所 入札説明書による。
  - (6) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち4箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち4箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札参加者の資格等に関する公告（平成26年2月7日付け県公報第2518号）により公示された資格を有すること。

- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 過去5年以内に、当該調達物品と類似するシステムの導入、賃貸借及び保守に関する契約を地方公共団体と締結し、適正に履行した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。
- (7) 9の(1)に規定する応札物品仕様書等により、基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部刑事企画課 電話番号023-626-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書等」という。）を平成26年4月21日（月）午後4時までに山形県警察本部刑事部刑事企画課に提出すること。  
また、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。）に登載されていない者でこの入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書及び応札物品仕様書等を平成26年4月17日（木）午後4時までに山形県警察本部刑事部刑事企画課に提出すること。
  - (2) 応札物品仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (3) (1)により提出された応札物品仕様書等については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書等を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the commodity to be required: Lease and maintenance service of The Yamagata Prefectural Police Primary Criminal Investigation Support System: 1 set

(2) Time limit for tender: 10:30 A.M. May 26, 2014

(3) Contact point for the notice: Investigative Planning Section, Criminal Investigation Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 2-8-1 Matsunami, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8577 Japan, TEL 023-626-0110

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤       | 正        |
|-------------|------------|-----|----|---------|----------|
| 平成12. 3. 31 | 号外 (14)    | 2   | 13 | 鍛造金属熱処理 | 鍛造、金属熱処理 |